

使用許可後のお手続きの流れ

使用許可日から2年以内に墓碑等を設置してください。

工事着工前



施工届の提出

工事を行う場合は、必ず工事着工1週間前までに「墓碑等の設計図」を添えて「施工届」を提出してください。



着工

墓碑の設置基準及び注意事項に従って工事を行ってください。



工事完了

工事完了後



工事完了届の提出

工事完了後に「完成写真」を添えて「工事完了届」を提出してください。



工事完成検査

工事完了後に、設置基準に反していないか等、検査を実施します。
 ・使用者の立ち合いは不要です。
 ・検査の結果、設置基準に満たない場合は、手直し工事後再検査となります。(改善されない場合は、使用許可を取り消す場合があります。)

2週間程度



工事完了検査済証を送付

工事完成検査後、送付します。

埋葬時

埋葬の日時が決まりましたら、埋葬する前に必要書類(※)を添えて「墓地施設埋葬等届」を市民生活課まで提出してください。



墓地施設埋葬等届の提出

※墓地施設埋葬等届提出時に必要な書類

- ・「墓地施設及び附属施設使用許可書」(提示のみ)
- ・自宅に遺骨があるとき…「火葬済証明書」等(原本)
- ・遺骨を他の墓地等から埋葬するとき…「改葬許可証」(原本)



納骨

職員の立ち合いはございません。

